

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和2年7月21日（火）

（案件名）

- ・ 令和2年度地方債に係る同意等（一次協議分・国の補正予算（第1号）分）
について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課
山中地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）

(地方債の協議等)

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）

(地方債の協議の相手方等)

第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債の許可手続)

第21条

法第5条の4第1項、第3項又は第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和2年度地方債同意等額（一次協議分等）について

1. 同意等額の総額

- 地方公共団体から提出のあった起債協議等に基づき、同意等額を通知。

(単位：億円)

	既届出額 (6月分まで) (A)	今回 通知額 (B)	合計 (A+B)		地方債 計画額
			当初 予算分	補正 予算分	
通常 収支分	10,162	75,243	75,237	6	(247) 117,601
東日本 大震災分	0	73	73	0	(2) 24
総計	(28) 10,162	(65) 75,316	(93) 75,310	6	(249) 117,625

※ () 書きは、国の予算等貸付金債であり、外数である。

- 今回、同意等額を通知する主な事業債

臨時財政対策債（17,261億円）、下水道事業債（10,077億円）、公共事業等債（9,596億円）、水道事業債（4,932億円）、緊急防災・減災事業債（3,681億円）

2. 今後のスケジュール

- ・ 1次協議分：7月31日に同意等通知
- ・ 9月臨時協議分：9月末に同意等通知
- ・ 2次協議分：2月中旬に同意等通知

○ 地方債同意等額について(令和2年度第1次分・補正予算(第1号)分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	59,720	9,527	37,506	47,033	12,687	78.8%
公共事業等	16,195	3,065	9,596	12,661	3,534	78.2%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	4,778	458	1,922	2,380	2,398	49.8%
公営住宅建設事業	1,110	377	824	1,200	▲90	108.1%
災害復旧事業	1,148	1	990	992	156	86.4%
教育・福祉施設等整備事業	3,327	587	4,283	4,870	▲1,543	146.4%
学校教育施設等	1,223	215	1,719	1,934	▲711	158.2%
社会福祉施設	373	119	312	431	▲58	115.4%
一般廃棄物処理	639	149	1,702	1,851	▲1,212	289.7%
一般補助施設等	552	35	371	407	145	73.6%
施設(一般財源化分)	540	69	179	247	293	45.8%
一般単独事業	26,807	5,013	15,826	20,839	5,968	77.7%
一般	2,605	2,230	2,856	5,086	▲2,481	195.2%
地域活性化	690	94	465	559	131	81.0%
防災対策	871	80	358	438	433	50.3%
地方道路等	3,221	2,062	1,308	3,370	▲149	104.6%
旧合併特例	6,200	22	3,281	3,303	2,897	53.3%
緊急防災・減災	5,000	298	3,681	3,979	1,021	79.6%
公共施設等適正管理	4,320	101	2,632	2,732	1,588	63.2%
緊急自然災害防止対策	3,000	123	1,070	1,193	1,807	39.8%
緊急浚渫推進事業	900	4	174	178	722	19.8%
辺地及び過疎対策事業	5,210		3,959	3,959	1,251	76.0%
辺地対策	510		411	411	99	80.7%
過疎対策	4,700		3,548	3,548	1,152	75.5%
公共用地先行取得等事業	345	27	106	133	212	38.6%
行政改革推進	700	0	0	0	700	—
調整	100	0	0	0	100	—
公営企業債	25,418	622	20,470	21,092	4,326	83.0%
水道事業	5,570	11	4,932	4,942	628	88.7%
工業用水道事業	338		324	324	14	95.7%
交通事業	1,562	228	1,162	1,390	172	89.0%
電気事業・ガス事業	260		228	228	32	87.9%
港湾整備事業	555	53	417	471	84	84.8%
病院事業・介護サービス事業	3,599	117	2,792	2,909	690	80.8%
市場事業・と畜場事業	343	14	120	134	209	39.1%
地域開発事業	708	29	357	386	322	54.6%
下水道事業	12,383	169	10,077	10,246	2,137	82.7%
観光その他事業	100	0	61	61	39	61.4%
臨時財政対策債	31,398	0	17,261	17,261	14,137	55.0%
退職手当債	800	0	0	0	800	—
補正予算債	265	14	6	19	246	7.3%
国の予算等貸付金債	(247)	(28)	(65)	(93)	(154)	37.5%
合計	117,601	10,162	75,243	85,405	32,196	72.6%
減収補填債(5条分)	0	0	0	0		—
減収補填債(特例分)	0	0	0	0		—
猶予特例債	0	0	0	0		—
総計	(247) 117,601	(28) 10,162	(65) 75,243	(93) 85,405	(154) 32,196	72.6%

(注1)四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2)国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	22	0	70	70	-48	320.1%
公営住宅建設事業	14	0	14	14	-0	101.4%
災害復旧事業	7	0	2	2	5	27.9%
一般補助施設等※※		0	54	54	-	-
一般単独事業	1	0	0	0	1	16.4%
公営企業債	2	0	3	3	-1	137.9%
水道事業	1	0	2	2	-1	230.7%
下水道事業	1	0	0	0	1	45.1%
国の予算等貸付金債	(2)	0	0	0	(2)	-
総計	(2) 24	0 0	0 73	0 73	(2) -49	- 304.9%

(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(247) 117,601	(28) 10,162	(65) 75,243	(93) 85,405	(154) 32,196	72.6%
2 東日本大震災分	(2) 24	0 0	0 73	0 73	(2) ▲49	304.9%
合計	(249) 117,625	(28) 10,162	(65) 75,316	(93) 85,479	(156) 32,146	72.7%

(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。